様式３（新生児聴覚検査実施医療機関（産婦人科等）→保護者）

**検査費用の（一部）公費負担と**

**検査結果の市町への連絡について**

１　新生児聴覚検査の（一部）公費負担について

聴覚障がいは、早期発見・早期療育が大切であり、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要です。

　　このため、愛媛県内では、全ての新生児が検査を受けられるよう、市町が検査費用の（一部）公費負担を、県内に住所地を有する妊婦が出産した児を対象とし、実施します。

※　母子健康手帳配布時に、市町から交付を受けた「新生児聴覚検査受診票」を使用することで、（一部）公費負担で検査を受けられます。

２　検査結果の市町への連絡について

　　今回、当院で実施する赤ちゃんの聞こえの検査については、上記の（一部）公費負担制度を利用する関係から検査結果については、市町の母子保健担当課に報告する必要があります。

また、お住まいの市町では保健師が、赤ちゃんの健康や子育ての悩み全般について相談をお受けしていますので、結果を住所地の市町の母子保健担当課に連絡することにより、お住まいの地域における育児支援サービスや、医療費などの公費負担制度について、スムーズに情報を得られるようになります。

検査結果の情報は、他の目的には使用されません。お子さまのプライバシーを守ることについても、十分に注意をはらいますので、子どもの聞こえの検査結果について、結果を住所地の市町の母子保健担当課に連絡することに同意ください。